

徳島県告示第五百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年八月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
合同会社和美	阿波市阿波町小倉二〇五番地四	ヘルパーステーション和美	阿波市阿波町小倉二〇五番地四	居宅介護 重度訪問介護	令和二年六月三十日	令和二年七月三十一日
合資会社夢サービス	板野郡上板町高瀬一一三三番地の九	在宅介護夢サービス	板野郡上板町高瀬一一三三番地の九	同	同	同